

議案第 63 号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 3 年 4 月 9 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

松阪市長 竹上 真人

記

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

松阪市都市計画税条例（平成17年松阪市条例第106号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第6項の前の見出し及び同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第7項及び第8項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第9項及び第10項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11項の見出し及び同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第15項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松阪市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。